

2011年1月26日

日本証券業協会
「第10回内部者取引防止に関する内部管理態勢等検討ワーキング」
資 料

金融庁総務企画局市場課
小林高明

金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン(抄) ～新成長戦略の実現に向けて～（平成22年12月24日公表）

Ⅱ．アジアと日本とをつなぐ金融

1．アジアの主たる市場（メイン・マーケット）たる日本市場の実現

（5）公募増資に関連した不公正な取引への対応

上場会社が公募増資により資金調達を行う場合において、①増資公表前に内部情報に基づく不公正な取引が行われているとの指摘や、②増資公表後、新株の発行価格決定までの間に空売りを行った上で新株を取得するという新株の発行価格を歪める取引が行われているとの指摘がある。

こうした取引が行われた場合には、我が国市場の公正性や透明性を害するとともに、我が国市場に対する内外投資家の信頼性を欠くことにつながりかねない。このため、①自主規制機関に対し、増資公表前における上場会社や引受証券会社等の情報管理の徹底について検討を要請する。また、②増資公表後、新株の発行価格決定までの間に空売りを行った上で新株を取得する取引を禁止することとし、平成23年度上半期を目途に金融商品取引法の関連政府令の改正を行う。

市場関係者・報道等による指摘 (増資公表前のインサイダー取引について)

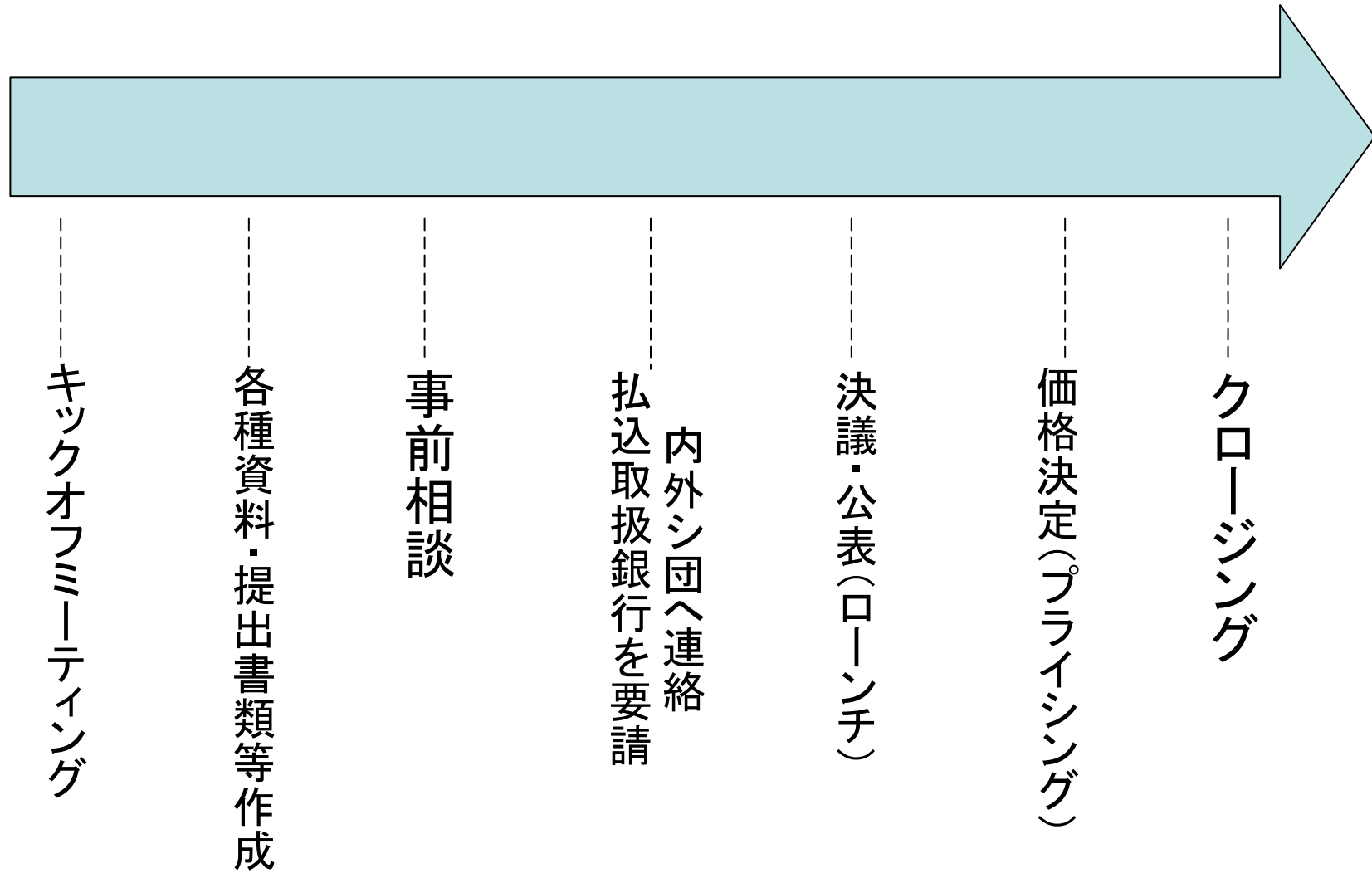
(情報管理に関する指摘)

- ・ 証券会社の営業職員等から、取引先の投資家に対し、新株発行に関する情報提供が行われているのではないか(携帯電話等の利用)。
 - ・ 引受け証券会社が引受けに係る株式の売りさばきを確保するため、増資公表前に(プレヒアリングとならない範囲で)投資者の需要を確認することが情報漏洩につながっているのではないか。
 - ・ 公募増資の主幹事に漏れた証券会社の職員が顧客に情報提供を行っているのではないか。
 - ・ 海外投資家向けに行われているプレヒアリングが、インサイダー取引の要因となっているのではないか。
- (⇒ 増資公表前のインサイダー取引が指摘されている最近の事例については、いずれもプレヒアリングは行われていない模様。)

(その他の指摘)

- ・ IR担当者に電話をかける等して日常的に情報収集を行い、対応状況の変化等から増資が行われる可能性を察知し、取引を行う者がいるのではないか。

公募増資のプロセス等(例)



検討をお願いしたい事項

(情報管理)

- 公募増資にあたって証券会社が取得する情報の管理体制(ルール)についての点検。情報管理(ルール)が弱い部分、更なる徹底を図るべき部分がないか。
 - (元・下)引受け証券会社
 - ・ 内部管理
 - ・ 他の関係者への情報の伝達のタイミング、方法
 - ・ 投資者へのニーズ調査・伝達
 - 主幹事証券会社とならなかった証券会社
 - ・ 内部管理
 - ・ 投資者への情報の伝達

(情報開示)

- 割当て決定前に、証券会社が発行体へ新株の配分先や配分数量を開示し得ることとすることで、適正な割当て(ひいては割当て予定の不適切な者への早期の情報伝達の予防)を確保する効果があるのではないかと指摘があることについてどう考えるか。

「協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則」(平 22. 4. 20)

(目 的)

第 1 条 この規則は、協会員が業務上取得する法人関係情報に関して、その情報を利用した不公正取引を防止するため、社内規則の制定その他の必要な措置を定めることにより、協会員における法人関係情報の管理態勢等の整備を図ることを目的とする。

(定 義)

第 2 条 この規則において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

1 法人関係情報

金融商品取引業等に関する内閣府令第 1 条第 4 項第 14 号に規定する法人関係情報をいう。

2 管理部門

法人関係情報を統括して管理する部門（法人関係情報の管理を営業所又は事務所ごとに行う場合は、その責任者）をいう。

3 法人関係部門

主として業務（金融商品取引業及びその付随業務又は登録金融機関業務をいう。以下同じ。）を行っている部門のうち、主として業務上、法人関係情報を取得する可能性の高い部門をいう。

(法人関係情報の管理部門の明確化)

第 3 条 協会員は、管理部門を定めなければならない。

(社内規則の制定)

第 4 条 協会員は、法人関係情報の管理に関し、その情報を利用した不公正取引が行われないよう、次の各号に掲げる事項について規定した社内規則を定めなければならない。

- 1 法人関係情報を取得した際の手続に関する事項
- 2 法人関係情報を取得した者等における情報管理手続に関する事項
- 3 管理部門の明確化及びその情報管理手続に関する事項
- 4 法人関係情報の伝達手続に関する事項
- 5 法人関係情報の消滅又は抹消手続に関する事項
- 6 禁止行為に関する事項
- 7 その他協会員が必要と認める事項

(法人関係情報を取得した際の手続)

第 5 条 協会員は、法人関係情報を取得した役職員に対し、当該取得した法人関係情報を直ちに管理部門に報告するなど法人関係情報を取得した際の管理のために必要な手続

を定めなければならない。

（法人関係情報の管理）

第 6 条 協会員は、法人関係部門について、他の部門から物理的に隔離する等、当該法人関係情報が業務上不必要な部門に伝わらないよう管理しなければならない。

2 協会員は、法人関係情報が記載された書類及び法人関係情報になり得るような情報を記載した書類について、他の部門から隔離して管理する等、法人関係情報が業務上不必要な部門に伝わらないよう管理しなければならない。

3 協会員は、法人関係情報が記載された電子ファイル及び法人関係情報になり得るような情報を記載した電子ファイルについて、容易に閲覧できない方法をとる等、法人関係情報が業務上不必要な部門に伝わらないよう管理しなければならない。

（管理態勢の充実）

第 7 条 協会員は、法人関係情報の管理に関し、社内規則に基づき適切に行われているか否かについて、定期的に検査を行わなければならない。

付 則

この規則は、平成 22 年 7 月 1 日から施行する。

協会の従業員における上場会社等の特定有価証券等に係る売買等に関する規則

(平20. 10. 14)

(目 的)

第 1 条 この規則は、協会の従業員における上場会社等の特定有価証券等に係る売買等について、社内規則の制定その他の必要な措置を定めることにより、協会の従業員における不公正取引を防止し、もって資本市場に対する信頼を確保することを目的とする。

(定 義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

1 従業員

イ 会員の使用人（出向により受け入れた者を含む。以下この号において同じ。）で国内に所在する本店その他の営業所又は事務所（金融商品取引法（以下「金商法」という。）第29条の2第1項第6号に規定する本店その他の営業所又は事務所をいう。以下ロにおいて同じ。）に勤務する者

ロ 店頭デリバティブ取引会員の使用人で国内に所在する本店その他の営業所又は事務所において特定店頭デリバティブ取引等に係る業務に従事する者

ハ 特別会員の使用人で国内に所在する本店その他の営業所又は事務所（金商法第33条の3第1項第5号に規定する本店その他の営業所又は事務所をいう。）において定款第5条第3号に規定する登録金融機関業務（以下「登録金融機関業務」という。）に従事する者（金商法第33条の8第2項に規定する特定金融商品取引業務（以下「特定金融商品取引業務」という。）に従事する者を含む。）

ニ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律に基づく派遣労働者にあつては、金商法第64条第1項の規定により外務員の登録を受けている者

2 上場会社等の特定有価証券等に係る売買等

金商法第166条に規定する上場会社等の特定有価証券等に係る売買等をいう。

3 法人関係部門

業務上、法人関係情報を取得する可能性が高い部門をいう。

(通 則)

第 3 条 協会は、従業員における上場会社等の特定有価証券等に係る売買等に関し、当該投資は、自己の健全な資産形成を図る観点から行うものであることに鑑み、法令、諸規則を遵守し、インサイダー取引、投機的利益を目的とした取引その他の不公正取引を行っているとの疑念を抱かれることのないよう努めなければならない。

(社内規則の制定)

第 4 条 協会は、従業員における上場会社等の特定有価証券等に係る売買等に関し、次の各号に掲げる事項について規定した社内規則を定めなければならない。

1 従業員の範囲に関する事項

2 口座開設手続に関する事項（会員に限る。）

3 売買等の手続に関する事項

4 法令諸規則に規定されるインサイダー取引、職務上知り得た特別の情報に基づく取引及び専ら投機的利益の追求を目的とした取引等の禁止行為に関する事項

5 その他協会が必要と認める事項

(法人関係部門に所属する従業員に係る売買等の自粛)

第 5 条 協会員は法人関係部門に所属する従業員について、原則として自己が担当する上場会社等の特定有価証券等に係る売買等を自己のために行われないう社内規則に定めなければならない。

(管理態勢の充実)

第 6 条 協会員は、従業員における上場会社等の特定有価証券等に係る売買等が社内規則に基づき適切に行われているか否かについて、定期的に検査を行わなければならない。

(協会の役員に対する準用)

第 7 条 この規則は、会員の役員（外国法人については、いかなる名称を有する者であるかを問わず、その法人に対して役員と同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。以下同じ。）、店頭デリバティブ取引会員の特定店頭デリバティブ取引等に係る業務を担当する役員及び特別会員の登録金融機関業務を担当する役員について準用する。

付 則

この規則は、平成21年3月1日から施行する。

協会員におけるプレ・ヒアリングの適正な取扱いに関する規則

(平18. 12. 1)

(目 的)

第 1 条 この規則は、協会員が金融商品取引法（以下「金商法」という。）第166条第2項第1号イに規定する募集（金商法第163条第1項に規定する上場会社等（以下「上場会社等」という。）の発行する有価証券に係るものに限る。以下第8条第1項及び第9条を除き「募集」という。）について、当該募集に係る有価証券に対する投資者の需要の見込みに関する調査を行う場合において、その適正化を図るため必要な事項を定め、内部者取引が誘発されることを防止し、もって有価証券取引の公正確保に資することを目的とする。

(定 義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

1 法人関係情報

上場会社等の運営、業務又は財産に関する公表されていない重要な情報であって顧客の投資判断に影響を及ぼすと認められるもので募集に係るものをいう。

2 プレ・ヒアリング

法人関係情報を提供したうで行う、当該募集に係る有価証券に対する投資者の需要の見込みに関する調査（第三者が当該協会員から委託若しくは法人関係情報の提供を受けて行う当該調査を含む。）をいう。

3 プレ・ヒアリング対象者

プレ・ヒアリングの対象者である個人をいう。

4 取引制限

当該法人関係情報若しくは当該募集を行うことが公表され又は協会員から当該プレ・ヒアリングの後当該募集を行わないこととなったことを通知されるまでの間における特定有価証券等（当該上場会社等の金商法第163条第1項に規定する特定有価証券等をいう。以下同じ。）に係る売買その他の有償の譲渡若しくは譲受け又はデリバティブ取引（金商法第2条第20項に規定するデリバティブ取引をいう。以下同じ。）を行わないこと（金商法第166条第6項第1号から第6号まで及び第8号に掲げる場合並びに金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「金商業等府令」という。）第117条第1項第15号の規定により法人関係情報の提供を受けた者の間において、取引所金融商品市場によらないで行う場合を除く。）をいう。

5 守秘義務

プレ・ヒアリングに係る法人関係情報を当該プレ・ヒアリング対象者以外の者に提供しないことであって、金商業等府令第117条第1項第15号イ(2)及びロ(2)に規定するものをいう。

6 海外関連会社

金商業等府令第177条第6項に定める協会員の関係会社（特別会員にあつては「金融商品取引業者」とあるのは「登録金融機関」と読み替えて適用する。）である外国法人又はこれに相当する外国法人をいう。

7 法令遵守管理部門

金商業等府令第117条第1項第15号イ(1)及びロ(1)に規定する法令遵守管理に関する業務を行う部門をいう。

(プレ・ヒアリングに係る法令遵守管理部門における承認)

第 3 条 協会員は、プレ・ヒアリングを行う場合には、あらかじめ次の各号に定める事項について法令遵守管理部門の承認を受けなければならない。

- 1 当該プレ・ヒアリングが必要かつ妥当なものであること。
- 2 第三者に委託してプレ・ヒアリングを行わせる場合には、海外関連会社に属する者（個人であり、かつ、第5条第1項の措置を講じた者をいう。以下同じ。）を委託先として選定していること。ただし、当該プレ・ヒアリングの実態に鑑み、海外関連会社に属していない者（個人であり、かつ、同条第2項の措置を講じた者をいう。以下同じ。）を選定する合理的な理由がある場合には、当該者を委託先として選定することを妨げない。
- 3 プレ・ヒアリング対象者は、当該協会員が社内規則で定める合理的な範囲で選定されていること。
- 4 プレ・ヒアリング対象者に提供する法人関係情報の内容は、当該協会員が社内規則で定める合理的な範囲とされていること。
- 5 プレ・ヒアリング対象者に法人関係情報を提供する時期及び方法が適切であること。

（調査対象者等との契約）

第 4 条 協会員は、プレ・ヒアリングを行おうとする場合は、当該プレ・ヒアリング対象者又は委託してプレ・ヒアリングを行わせる当該委託先である海外関連会社に属する者若しくは海外関連会社に属していない者（以下「調査対象者等」という。）との間で、次の各号に掲げる内容を説明し理解を得た上で、当該内容を含む契約を締結しなければならない。

- 1 調査対象者等及び当該調査対象者等が所属する組織又は部署内において当該法人関係情報を共有するすべての者の取引制限に関する事項
- 2 調査対象者等及び当該調査対象者等が所属する組織又は部署内において当該法人関係情報を共有するすべての者の守秘義務に関する事項
- 3 プレ・ヒアリングは、需要の見込みに関する調査が目的であり、勧誘が目的ではないこと。
- 2 前項の契約は、プレ・ヒアリングの都度、あらかじめ書面により締結するものとする。ただし、プレ・ヒアリングを行う都度、当該契約内容を当該調査対象者等に確認することを条件として、包括的に契約することができる。
- 3 第1項の契約は、当該プレ・ヒアリングの実態に鑑み、あらかじめ書面による契約が困難な場合には、前項の定めるところにかかわらず、当該調査対象者等に第1項各号に掲げる内容について説明するとともに書面以外の方法で契約し、おって当該契約内容を書面により当該調査対象者等に通知する方法その他当該協会員が社内規則に定める合理的な方法とすることができる。

（海外関連会社等の内部管理体制に関する措置）

第 5 条 協会員は、海外関連会社に属する者にプレ・ヒアリングを委託する場合には、次の各号に掲げるいずれかの措置を講ずるものとする。

- 1 協会員は、当該海外関連会社に属する者との間で、次に掲げる内容を含む契約を前条第2項又は第3項に準じて締結すること。
 - イ 当該海外関連会社に属する者は、プレ・ヒアリング対象者との間で、取引制限及び守秘義務を遵守することを含む契約を締結することを含む契約を締結すること。
 - ロ 当該海外関連会社に属する者は、プレ・ヒアリングに係る事務の責任ある担当者及び当該事務を実際に担当した者の氏名、プレ・ヒアリング対象者の氏名及び住所並びにプレ・ヒアリング対象者に提供した法人関係情報の内容並びにその提供の日時及び方法について記録を作成し、その作成の後5年間これを保存すること。

ハ プレ・ヒアリング対象者は、合理的な範囲で選定すること。

ニ プレ・ヒアリング対象者に提供する法人関係情報の内容は、合理的な範囲とすること。

ホ プレ・ヒアリング対象者に法人関係情報を提供する時期及び方法が適切であること。

2 協会員は、当該海外関連会社において、前号イからホに掲げる措置を講じるよう社内規則を作成する等適切な内部管理体制が整備されていることを確認すること。

2 協会員は、第3条第2号に定める海外関連会社に属していない者を委託先に選定する場合には、当該協会員の社内規則に定めるところにより、当該者に対し前項に相当する措置を講ずるものとする。

(通知又は記録の保存等)

第6条 協会員は、プレ・ヒアリングの後当該募集が行われないことについて、当該上場会社等から報告を受ける等の方法により確認した場合は、これを調査対象者等に通知し、その記録を保存しなければならない。

2 協会員は、前条第1項第1号に定める契約を締結した場合、同号イに定める契約書の写しを海外関連会社に属する者から受けるとともに、これを保存しなければならない。

3 協会員は、当該上場会社等から第8条第2項に定める了解を得た場合は、その記録を保存しなければならない。

(違反調査対象者等への対応)

第7条 協会員は、調査対象者等が第4条第1項の規定により締結する契約のうち同項第1号又は第2号に定める内容に違反した事実を知った場合には、当該調査対象者等に対して、当該事実を知った日から2年間プレ・ヒアリングを行ってはならない。

2 協会員は、海外関連会社に属する者又は海外関連会社に属していない者（以下「プレ・ヒアリング委託先」という。）が、第5条に定める措置を講じていない事実を知った場合には、当該事実を知った日から2年間、当該プレ・ヒアリング委託先に委託し又は法人関係情報を提供してプレ・ヒアリングを行わせてはならない。

3 本協会は、第10条第1項に定めるところの報告を協会員から受けた場合は、当該調査対象者等の属する法人名、役職、氏名及び住所を金融庁、証券取引等監視委員会、金融商品取引所、外国金融商品市場の監督当局及び当該監督当局の認可を受けた自主規制機関に通知する。

(留意事項等)

第8条 協会員は、本規則を遵守してプレ・ヒアリングを行う場合であっても、金商法第4条第1項で禁止する募集又は売出しの届出を行う前に当該特定有価証券等を勧誘する行為並びに金商業等府令第117条第1項第15号で禁止する法人関係情報を提供して勧誘する行為は行ってはならない。

2 協会員は、プレ・ヒアリングを行う場合には、当該プレ・ヒアリングを行うことについて、当該募集を行う上場会社等から、あらかじめ、了解を得るものとする。

(国内募集に係るプレ・ヒアリングの禁止)

第9条 協会員は、原則として、金商法第2条第8項第6号に定める引受けを伴う国内における募集（金商法第2条第3項に定める募集及び会社法第199条に定める会社が処分する自己株式を引き受ける者の募集をいう。）に係るプレ・ヒアリングは行わないものとする。

(本協会への報告等)

第10条 協会員は、第7条第1項又は第2項に定める事実を知った場合は、当該調査対象者等の属する法人名、役職、氏名及び住所並びに当該調査対象者等に提供した法人関係情報の内容並びにその提供の日時及び方法を本協会に報告するものとする。

2 本協会は、協会員に対し、プレ・ヒアリング委託先が第5条第1項第1号ロ又は同条第2項の規定に基づき記録を作成及び保存した内容等について、資料の提出を求めることができるものとする。

(社内規則の整備等)

第 11 条 プレ・ヒアリングを行う協会員は、プレ・ヒアリングに係る法令及び本規則を踏まえ、法令遵守管理部門における承認手続き、調査対象者等の選定基準、取引制限及び守秘義務の遵守等に係る契約、海外関連会社等の内部管理体制に関する措置、記録の保存及び留意事項等の内部管理に関する社内規則をあらかじめ制定し、これを役職員に遵守させる体制を整備するものとする。

(電磁的方法による契約等)

第 12 条 協会員は、第 4 条及び第 5 条第 1 項第 1 号及び第 2 項に基づき書面により契約を締結する場合には、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法で行うことができるものとする。この場合において、当該協会員は、書面により契約を締結したものとみなす。

- 2 前項の定めに基づき契約を締結した協会員は、調査対象者等から当該契約内容について照会があった場合は、遅滞なく、当該調査対象者等にその契約内容を文書、口頭、電信又は電話、電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により回答しなければならない。
- 3 協会員は、第 4 条第 3 項に規定する書面による通知に代えて、「書面の電磁的方法による提供等の取扱いに関する規則」に定めるところにより、当該書面に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。この場合において、当該協会員は、当該書面により通知したものとみなす。

付 則

この理事会決議は、平成19年 1 月 4 日から施行し、同日以後開始するプレ・ヒアリングから適用する。

付 則 (平19. 9.18)

この改正は、平成19年 9 月30日から施行する。

(注) 1 本理事会決議を「理事会決議」から「自主規制規則」に改めるとともに、規則の名称を変更。

2 改正条項は、次のとおりである。

第 1 条、第 2 条第 1 項第 4 号から第 7 号、第 3 条第 2 号、第 5 条第 1 項第 1 号、第 7 条第 3 項、第 8 条第 1 項、第 9 条、第11条、第12条第 3 項を改正。